

新たな事業を行うために必要な資金を借りたい

新事業育成資金

趣旨・目的

日本の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長および雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供などにより市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援します。

対象となる方

ご利用いただける方

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の1～3のすべてに当てはまる方

1. 新たな事業を事業化させておおむね5年以内（※）の方
2. 次のいずれかに当てはまる方
 - イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方
 - ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方
 - ハ 他企業に利用されていない知的財産権や中小企業技術革新制度に係る特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方
3. 当公庫 中小企業事業が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方

（※）一定の要件を満たす方で、公庫が特に必要と認める場合はおおむね7年以内

支援内容

新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

融資限度額	直接貸付 6億円
利率（年）	「ご利用いただける方」2のイの方 特別利率②（上限3%） ただし、次のいずれかに当てはまる方は特別利率③（上限3%） ・「ご利用いただける方」2のハに当てはまる方 ・「新事業活動促進資金」の「ご利用いただける方」1～6のいずれかに当てはまる方（次のページをご参照ください）
	「ご利用いただける方」2のロの方 特別利率②（上限3%）
	「ご利用いただける方」2のハの方 特別利率②（上限3%）、基準利率（上限3%）
	※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
担保・保証人等	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> • ソフトウェア、特許権等の知的財産についても担保としてご活用いただける場合があります。 • 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 • お申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得又は融資のいずれかによります）もあります。 • 5年経過ごと金利見直し制度が選択できます。
経営面のアドバイス	融資等の後も、経営課題についてのきめ細かなアドバイスをを行います。

本資金については、挑戦支援資本強化特例制度がご利用できます。

「新事業活動促進資金」の「ご利用いただける方」

1. <経営革新関連>

中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方

2. <経営向上計画関連>

中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方

3. <新連携関連>

中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する方

4. <農商工連携関連>

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方

5. <経営強化関連>

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方

6. <地域資源関連>

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方